平成２４年（フ）第５２６号
兵庫県姫路市飾磨区中浜町３丁目103番地ヴィレッジカリアⅡ101、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区加茂198番地１　ネオハイツ姫路アメティ228―112号
債務者　矢野　憲一
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５３１号
兵庫県姫路市土山４丁目５番16号、従前の住所兵庫県姫路市土山４丁目４番14号　メゾン鷹取102
債務者　椿野　正人
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５３３号
兵庫県姫路市別所町別所242番地59
債務者　小林　　恵
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１０２８号
広島市佐伯区五日市駅前２丁目５番７号
債務者　小早川幹枝
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０５７号
広島市西区庚午北３丁目９番16―103号
債務者　佐々木亜耶
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１９７号
東京都東村山市栄町３丁目12番地８プレステージパレス602
債務者　尾崎ヤスヨ
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月30日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２４９号
東京都八王子市石川町1238番地１しゃんぐりらひる203号
債務者　大村　　浩
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９９号
石川県加賀市山中温泉東町１丁目マ37番地
債務者　池間登代美
1　決定年月日時　平成24年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月７日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第６９号
長野県佐久市中込3519番地24　大和ハイツⅡ―101
債務者　海原　大樹
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月13日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第１２１７号
東京都町田市図師町615番地７町田図師荘
債務者　天野　俊幸
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月31日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５０号
熊本県天草市今釜町10番51号　倉田アパート西１号
債務者　青木　信子
1　決定年月日時　平成24年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月31日午前11時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２４年（フ）第１２０３号
東京都昭島市東町５丁目11番31号パークサイドイワサキ102号
債務者　仙頭　幸子
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２０８号
東京都町田市金森４丁目８番３―208号
債務者　井上千夜子
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２５８号
東京都立川市幸町２丁目10番地都営幸町第三３棟201号
債務者　阿部　弘昭
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１４０１０号
埼玉県川越市神明町49―１　川越神明町団地４号棟402
債務者　小沢　咲子
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４０１４号
東京都足立区西新井２丁目18―11―302
債務者　大山　伸弥
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

第明治三十五種郵便物認可